

令和 6 年度 第 5 回江津市農業委員会総会

日時：令和 6 年 8 月 22 日(木) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第4号 非農地証明について

第7 その他

○出席農業委員（11 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子
9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○ 出席推進委員（10 名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
野田英夫、湯淺憲昭、井上清澄、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 6 年度、第 5 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。

会 長 連日、暑い日が続いております。現在、こういった中で、農地利用状況調査

及び荒廃農地の発生防止等に関する調査に携わっていただいているところでございます。体調に気を付けて調査を行っていただきますようお願いいたします。また、地域計画につきましては、エリア別の会議を先月の29日及び今月の1日に各エリア構成メンバーで、実施をさせていただいたところです。エリア内での地域ごとに話し合い、取組優先度の設定および担い手や計画者との情報共有を基に今後に向けた課題の洗い出しを行うということです。それに伴って今年の12月初めごろには進捗状況の報告、そして年度末には、年2回の協議を総括するということになっています。また、農地貸借等の手続きにつきましては、今後は地域計画のエリア内において、農地中間管理事業を重点的に行われるということで、農業委員会の役割としては、従来の貸借の承認から、利用権設定者が、地域計画の達成に資するという要件を満たすかどうかについての意見聴取を行うことになっています。また、地域計画の区域外においては、別途協議をするということで進めてまいります。次に、情報提供です。事務局から総会資料と一緒に研修案内が送付されましたが、来月の17日には、くびきメッセで農業委員研修大会が予定されており、その中で、江津市農林水産課の山本課長補佐が地域計画の策定の取り組みについて、また、浜田市の佐々木京子農業委員が女性議員の登用促進についての取組報告が予定されているところです。加えて、私も山本氏の報告の後に、農業委員会を代表してコメントする機会がございますので、事務局と相談しながら当市の報告を行う予定です。ぜひとも、委員の皆さん、9月17日の研修会に、ご参加をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

会 長 それでは、ただいまより、令和6年度第5回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、崎谷推進委員が欠席との報告を受けています。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、8番 和田委員、9番 深野委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

《都治町》

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出1～3」についてを一括議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出です。1番です。農地の所在、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●県●●郡●●町●●●●丁目●番●●●●号です。賃借人は●●●●●●●●●●●●、●●県●●市●●町●●●番地●です。解約届出日は令和6年7月24日、解約成立日は令和6年8月2日、土地の引渡時期は令和6年8月9日です。解約の理由は、耕作者変更にとまなう契約変更のための合意解約です。2番、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。賃借人は1番と同様です。解約届出日、解約成立日、土地の引渡時期ともに同じです。3番、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●県●●市●●●●番地●●●●です。賃借人、解約届出日、解約成立日、土地の引渡時期は1番と同じです。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件についてご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり、農地法第18条第6項の規定についてはご了承願います。

《 渡津町 》

会 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1にいて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。

事務局 番号は 1 番です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、渡津町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。対価は 10a あたり●●●千円です。状況としましては、新規就農ですが、数年前に農外参入した企業の●●●●で農業に従事してしまして、営農経験があるということでございました。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をお願いいたします。

1 番委員 この第 3 条は農地の売買あるいは貸借の権利移動の許可であり、今回は 3 条の有償移転の案件です。位置図の 1 ページをご覧ください。申請地は、江津バイパスの渡津交差点から国道 261 号線を●●●●方面へ約●●●m 進んだ付近の国道沿いの右側に 2 筆ありました。拡大図では、●●さんという家屋があり、隣接した場所が申請地で、ピンクで色付けされています。畑は国道に面して、L 字型になっていました。四方は、防護柵で囲まれてり、畑は防草シートなどを敷いてきちんと管理されていました。現在の段階では、耕作されていませんでした。譲受人の●●さんは、事務局から報告されましたように、今年の春、家族で広島から移住して現在の家屋に居住しています。●●さんの家屋が、譲渡人の●●●●さんの実家で、現在、●●さんは別のところへ住んでおられます。●●さんの実家が空き家となっていたために、家を借りて住んでおられるとのことです。●●さんご夫婦は、移住して落ち着く時期をみて、モロヘイヤやトマトなど、自分たち家族で食べるものを作りたいと言っておられました。今後、畑については、固くなった土壌を小型重機等で起こしながら、野菜の作付準備をしていくということです。●●さんの所属する、●●●●は、現在、跡市町で苔を、桜江町でそばを作っておられるとの事です。ネットでも紹介されていますように、今年の 1 月 29 日に●●●●と、●●●●と●●●●の 3 者で調印を行い、江津市に事業所を新設しています。場所は江津市の●●●●の中に構えており、創業開始は令和 5 年 11 月となっています。先月の総会では、農地利用集積計画の農地貸借について、利用権の設定を受ける者として、桜江町谷住郷地区で●●●●●●●●が承認を受けております。●●●●の事務所は、嘉久志町の●●●●●●●●内で事務所を構えているということです。以上で報告を終わります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 嘉久志町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請です。

番号は 1 番。農地の所在は嘉久志町●●●●番●●、登記は畑、現況は宅地、面積は●●㎡です。申請人は亡●●●●相続財産清算人 ●●●● ●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●です。転用の目的は個人住宅用地です。工期は記載がされていなかったですが、状況的には、先代の時に、隣接地の農地に転用し、昭和 51 年 6 月 27 日付けで 5 条の許可を受けています。住居を建築した際に敷地拡大のために、申請地を宅地として使用していたということもあり、顛末書がついております。このたび相続財産清算ということで確認したところ、農地であり、所有権のためには現地に合わせた登記が必要であることから、改めて農地転用の許可申請を提出されたとのことでした。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図は 2 ページをご覧ください。先週 8 月 16 日に確認させていただきました。場所は位置図の中央辺りに国道 9 号線が右上から左下に通っています。中央部分の●●●●の●●●●●●●●と書いてある右下の方に進んでいくと●●●●の方面です。この国道 9 号の●●●●からやや西に進み左折し、新川沿いで車がすれ違えない細い道を約●●m 進みますと、●●●●●の駐車場があります。地図上で言うと、左手の方にあります。この駐車場と、申請地の

間がブロック塀で仕切っているのですが、そのブロック塀から申請地に入っています。住居の敷地の中で、建物が建っている以外の土地で●●●●●さんのブロック塀とその申請地の中の家屋と兵との間が2mくらいの幅で、奥に向かって長細い土地で宅地として使用したという場所でした。宅地として使用したいということで、顛末書をつけて、あらためて4条許可申請を提出されたという経緯になっています。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようです。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 和木町 》

会 長 次に日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。この件については取り下げられたと聞いていますので、事務局の説明のみとします。よろしくお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。

番号は1番。農地の所在は和木町●●●●番●●、登記は畑、現況は雑種地、面積は●●●㎡ですが、先ほど会長が話されたとおり、●●●●●●●の区画内にあって、区画整理事業の実施区域の中で、宅地造成されているところです。5条許可申請の提出はありましたが、所有権移転が取引中止となったために、申請の取り下げということでの連絡がありました。今後、この土地ですが、改めて所有権移転ということを見据えて、地権者本人から来月に非農地証明願が提出される予定だと聞いております。以上です。

《 二宮町神主 》

会 長 それでは、続いて議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。譲受人は、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。転用理由は、集合住宅及び駐車場として活用するという事です。対価は、10aあたり●●●●千円です。工期は、許可日から令和7年4月30日です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 ●●●●●●●●から約●●●m●●方面に進むと、右手に●●●●●●●●●●があり、●●●●●●●●●●に接続します。右折して約●●m進むと、●●●●に小さな道路がありまして、●●●●して道なりに進むと申請地付近に到着します。この地域は最近、土地開発が盛んで、多くの住宅が建っている地域で、先月も転用申請が提出されて承認されています。賃貸住宅を建築とのことで、排水が農地に影響を与えないか心配していたのですが、道路に排水溝が設置されており、川に排水ができるということですので特別問題がないように思われます。ご審議をお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 申請書の地番と位置図の地番が違います。どちらが正しいのでしょうか。

申請書では●●●番●です。位置図では●●●●番●です。

事務局 ●●●番●が正しいです。訂正をお願いします。

会 長 他にございませんか。

湯浅推進委員 排水の関係は規制はないのでしょうか。

事務局 排水は都市計画課にも確認しました。道路沿いに排水の側溝がついております。そちらで排水をしているようですので問題ないと思います。

会 長 ほかにございませんか。

階本推進委員 ●●●●さんは今は会社員になっております。今後これを造成されて、住宅を建てられる、現状ではその方は、そういういろんな資格をもっておられ

るわけでしょうか。土地を造成して集合住宅を建てますといったときに、その方本人は会社員としてここに記載されています。こういうことは関係ないのでしょうか。プライベートのことだから、そういうことは聞く必要は全く無いのですか？そういう技術の資格をもっておられて、そういうところに勤めておられるというのでもない、そういうところだけ教えてください。

事務局 申し訳ございません。質問の意味が分からないのですが、譲受人が会社員ということで問題がないかということの指摘だと思います。その土地を購入し、転用して、アパートを建てて経営するということでの申請ですが、そのときに施主さんには何らかの技術的な資格等は必要ないと思われますし、建築する側は、建築法に関わるので施工業者さんが実施すると思いますので、問題はないと思っております。質問の意図がわかりかねます・・・。

階本推進委員 わかりました。具体例でいいますと、申請者を、例えば私、階本としますと、私がこういうことをします、と申請しても、はい、わかりましたといって、議案として出されるわけですね？

事務局 仮に、他の方が申請されても、建築に関わる事柄は、建築基準法に則って許可を得たり、業者が工事に入り宅地造成を行うのも別に基準がございます。本人が資格をもって施工するということではないと認識しておりますので、ご理解ください。

会長 他にございますか。

会長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

非農地証明

《 桜江町長谷 》

会 長 日程第 6、議案第 4 号、「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員、並びに湯浅推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号、非農地証明の交付申請です。1 番です。所在地は、桜江町長谷●●●番、登記は畑、現況は山林、面積は●●●●㎡、桜江町長谷●●●番、登記は畑、現況は山林、面積は●●●㎡、桜江町長谷●●●番、登記は田、現況は山林、面積は●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●区●町●丁目●●番●●●●号です。非農地の事由としましては、申請地は、昭和 48 年頃から耕作していないため山林化しております。今後、農業用としての利用する計画が無く、現況に合わせて地目変更登記を行いたいということでの非農地証明の申請でございます。以上です。

会 長 それでは田代委員から調査結果の報告をお願いします。

2 番委員 盆明け 19 日湯浅委員と早朝から現場を確認させていただきました。場所の説明をします。非農地証明の 1 をご覧ください。右側のほうに●●●がありますが、旧川戸駅から約●● km 地点にあります。●●●の反対側には●●●●●●●●●●があり、その交差点から●●●m 西側に●●●●●●と●●●●●●の分岐点があります。●●●●●へ入り、●●の方面に約●●●m 進んだところに●●交差点があります。更に道なりに約●●●m 進むと左に細い道あり、その道を約●●●m 入ったところに●●●●●というのがあります。●●●●●のところから、山中に分け入った場所で、図面では赤く着色してある部分が今回申請地です。非農地写真①の 8 番、9 番、●●●●●までは車で入れるのですが、●●●●●から奥に進むと、もう既に道に木が生えて全然道幅が分からなくなっています。とても、簡単に人が出入りできるような状況ではありませんでした。それで、航空写真をご覧くださいと、昔建物もあったみたいですが、既に木々がうっそうと茂っていて、上空から見えません。このような状況ですので、非農地としての条件はすでにクリアしていると思われます。よろしくお願いします。以上です。

会 長 それでは続いて湯浅推進委員から調査結果の報告をお願いします。

湯浅推進委員 別に付け足せることはないです。田代委員が報告したとおり、以前、申請地の近くに 2 軒の家があったそうです。●●集落は年配者がほとんどおられません。代替わりしていて若い人ばかりなので、昔のことを知っている人が少ないため確認ができなかったです。実際に現場に入ろうとしても、とても入れるような状況じゃありません。竹がものすごく繁茂してしまっていて、⑥番の写真をみてもらおうと⑤番から⑥番につながる道なのですが、●●●の方面へ下りて、

●●mもいかないうちに右へ折れて現地に入るのですが、どこが入り口だったのかわからないような状態でした。耕作道がそのような状況ですので、申請地も耕作が出来るような状態ではないと思われます。よろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、議案第 4 号、「非農地証明の 1 について」は、証明することに決しました。

《 松川町上河戸・畑田 》

会 長 続いて議案 4 号、「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木委員、並びに、本多推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。所在地は、松川町上河戸●●●番、登記は田、現況は山林、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、登記は田、現況は山林、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、登記は畑、現況は山林、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、登記は畑、現況は山林、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、登記は畑、現況は山林、面積は●●●●㎡、松川町上河戸●●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は●●●㎡、松川町畑田●●●番、登記は田、現況は山林、面積は●●●●㎡、松川町畑田●●●番●、登記は田、現況は山林、面積は●●●㎡、松川町畑田●●●番●、登記は田、現況は山林、面積は●●㎡、松川町畑田●●●番、登記は田、現況は山林、面積は●●●●㎡、松川町畑田●●●番、登記は田、現況は山林、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●●です。非農地の事由としましては、申請地は、昭和 40 年頃から耕作していないため、一部植林している箇所を含めて山林化している。今後は農業用として利用する計画が無く、現況に合わせて地目変更登記を行いたいとのことで非農地証明の申請がありました。以上です。

会 長 それでは二本木委員から調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 それでは位置図の 7 ページをご覧ください。左側に江の川が流れておりますが、国道 9 号線から国道 261 号線に入って約●●km、桜江町方面に向かいますと、●●●さんという●●●の前の市道を山側へ道なりに進むと、●●●●●●●●●●や●●●●の付近に着きます。今回の申請地は、●●●●の山側、北東の方面でございます。この区域一帯は全部がほぼ山林化をしております、およそ耕作可能な農地は現状では存在しておりません。本多推進委員と協議しながら現地へ向かいましたが、車を降りて申請地へ行くというのは、非常に難しい状況と思われました。そこで、地元の●●●さんが現地に詳しいとの情報があったため状況の聞き取りを行いました。地図の拡大図では中央の右下のほうに白く平地になっている部分があると思いますが、ここが●●●さんの自宅があるところです。現地の状況に一番詳しい●●●さんには、先週の日曜日に電話をして状況を確認させていただいたところ、とてもではないが、そういう農地は存在していない、自分のところから山を歩いて行かないとたどり着けない場所だと話をしてもらったのに加えて、この一帯は熊がよく出没する区域だという事でした。実は、昨日通りかかった時に、●●●●の付近で熊が猪を食べた痕跡があったという情報が入ってきており、危険も伴いますので、目視での農地の現状を確認できておりませんが、実態としては、山林化している農地であり、耕作のできる場所ではないと思いました。そういった状況を考えますと、非農地判断は妥当と思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。

会 長 続いて、本多推進委員から調査結果の報告をお願いします。

本多推進委員 二本木委員と同行しておりましたので、同様の判断です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

階本推進委員 事務局にお尋ねします。標記では、田と畑で合計 11 筆になっています。、集計では、畑が 4 筆抜けているのですが、どういうことでしょうか？

事務局 申し訳ございません。集計が違いますね。畑 4 筆と田 7 筆ですね。

会 長 他はよろしいですか？

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、議案第 4 号、「非農地証明の 2 について」は、

証明することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 7、その他について、事務局から総会に諮っていく案件はございますか。

事務局 ございません。

会 長 その他について、委員の皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

委 員 ございません。

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 6 年度、第 5 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、9 月 20 日金曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員